

大府市公私連携保育法人募集要項

1. 概要

本事業は、現共和東保育園を平成 32 年 4 月 1 日から民営化するに当たり、施設の管理・運営を継続的かつ安定的に行い、質の高い保育を提供することのできる児童福祉法第 56 条の 8 に規定する公私連携保育法人を募集するもの。

2. 法人の要件

保育所（小規模保育事業、保育所型認定こども園を含む）を現に運営又は運営しようとする社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人又は株式会社

3. 法人について

- (1) 社会福祉事業に熱意と識見を有する者であること
- (2) 児童福祉法第 3 5 条第 5 項第 4 号のいずれにも該当しないこと
- (3) 役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 9 条第 2 1 号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (4) 「保育所の設置認可等について」（厚生労働省家庭局通知平成 1 2 年 3 月 3 0 日児発第 2 9 5 号）及び平成 1 2 年 9 月 2 0 日付け 1 2 児第 6 6 4 号愛知県健康福祉部長通知に定める審査基準を満たすこと。

4. 法令の遵守

公私連携型保育所の運営にあたっては、関係法令、市条例及び本市と締結する協定を遵守すること。

5. 募集を行う保育所

大府市立共和東保育園

6. 事業開始予定年月日

平成 32 年 4 月 1 日

7. 利用児童について

在園児について保護者が引き続き利用を希望する場合は、公私連携型保育所移行以後も当該利用児童を引き継ぐこと。また、在園児が現に使用する制服（スモック）、靴、帽子について、引き続き使用できるものとする。

8. 協定期間内における財産の取り扱い等

(1) 土地・建物

現に使用している土地・建物については無償で貸付けする。敷地の一部は私有地のため、市が借り受けた土地を無償で貸付けする。

(2) 備品・消耗品等

現に使用している備品等は無償で貸付けする。ただし、それに係る保険費用、又は修理費用等は公私連携保育法人の負担とする。なお、貸与物品は協定終了後において点検整備のうえ返却すること。

備品等が経年劣化等により用に供することができなくなった場合は、市と協議の上廃棄し、必要に応じて公私連携保育法人が購入又は調達すること。

消耗品は、公私連携保育法人が調達すること。

(3) 施設の修繕

公私連携型保育所に移行後は、施設の維持・修繕・工事等は公私連携保育法人の費用で行うこと。また、修繕計画に応じた必要資金を、積立等により適正に確保すること。

(4) 施設の修繕等に関する協議

保育園の修繕・改修工事等において、下記項目に関するものについては、当該工事等の計画に先立ち、市へ協議すること。

【項目】

- ・屋根の修繕・改修に関するもの
- ・屋根防水、開口部及び外壁シーリング防水の修繕・改修に関するもの
- ・外壁の修繕・改修に関するもの
- ・空調設備の修繕・改修に関するもの
- ・昇降機の修繕・改修に関するもの
- ・消防設備の修繕・改修に関するもの
- ・機械警備等防犯設備の修繕・改修に関するもの
- ・受電設備（キュービクル）、電気盤の修繕・改修に関するもの
- ・給湯設備の修繕・改修に関するもの
- ・厨房備品の修繕・改修に関するもの
- ・増改築に関するもの

(5) 施設の維持管理等に関する報告

公私連携保育法人は毎年度の9月及び3月の末日に、それまで実施した施設の保守点検、修繕、改修工事等の記録を市へ報告すること。

9. 保育所運営に係る財政支援について

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日号外法律第65号）に基づき、市は施設型給付及び利用者負担額を合わせた額を委託費として公私連携保育法人に支払う。

(2) 施設型給付費のほか、保育実施内容に応じて市は要綱に基づき運営費に対する補助を行う。なお、当該補助は、運営年度の予算成立を条件とする。

項目	補助額
延長保育事業 一時預かり事業 保育体制強化事業 保育補助者雇上事業 1歳児保育実施費補助事業 低年齢児途中入所円滑化事業 公私連携保育法人支援補助事業	補助額 3500万円（上限）

10. 公私連携型保育所の名称

公私連携型保育所の名称は、「共和東」を含めた名称とし、市と公私連携保育法人が協議して決定する。

11. 保育事業等

(1) 市の子育て支援を理解し、保護者のニーズに応じて次の地域子ども子育て支援事業を実施すること。

ア：0歳（生後4か月）～5歳児までの保育（私的契約児を含む。）を実施し、定員構成は下表の通りとすること

定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
205人	12人	15人	18人	40人	60人	60人

イ：午前7時から午後6時までの保育を実施するとともに、午後8時までの延長保育を実施すること

ウ：土曜日の全日保育を実施すること

エ：祝日保育を実施すること（市内認可保育施設の在園児を受入れ対象とすること）

オ：一時預かり事業を実施すること（1日10名以上を定員とすること）

カ：地域子育て支援拠点事業（おおぶっこ広場）を実施するためのスペースを、市が指定する事業者に無償で提供すること

キ：地域住民との交流活動を実施すること

ク：自園調理を実施すること

ケ：大府市幼保児小中連絡会議、園長会議等の必要な会議に出席すること

(2) 第三者評価を受審し、その結果を公表すること。

(3) 職員の配置は次によること。

ア：施設長は、児童福祉施設において主任保育士又はこれに相当する職以上として3年以上の勤務実績を有すること。

イ：保育士の構成は、年齢のバランスに配慮するとともに、保育士実務経験3年以上の者がおおむね3分の1以上含まれていること。

12. 募集等

(1) 提出方法

ア：ホームページに掲載している応募書類を作成し、受付窓口（担当窓口）へ提出すること。

注）応募書類については、窓口での配布はしておりませんので、ご注意ください。

イ：提出部数は、正本1部、副本8部（コピー可）とします。提出時は応募書類一覧の順番に並び、インデックスを付け、フラットファイルに綴じて提出すること。

ウ：所定の様式以外は、原則としてA4（縦）とすること。

エ：応募書類は事前に保育課保育係まで連絡のうえ、持参し提出すること。

オ：応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表する場合、その他本市が必要と認める場合は、応募書類の全部、又は一部を使用できるものとする。

カ：書類の作成および提出による費用は法人の負担とし、提出された書類は返却しないものとする。

(2) 受付窓口 (担当窓口)

大府市役所 福祉子ども部 保育課 保育係
 大府市中央町五丁目 70 番地 (大府市役所庁舎 1 階)
 T E L : 0562-85-3895 F A X : 0562-47-3150

(3) 募集期間 平成 30 年 12 月 12 日 (水) から平成 31 年 1 月 9 日 (水) まで

申込受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 質問期間・施設見学

今回の募集に関する質問事項は、別紙質問票により 12 月 21 日 (金) までに保育課へ提出すること。後日ホームページ上で回答する。

施設見学については、12 月 21 日 (金) までに事前に保育課へ連絡のこと。日程を協議の上、保育課職員立ち合いのもと見学すること。

(5) 応募書類一覧

項目	内容	様式	
1	①公私連携保育法人指定申請書	法人印鑑登録証明書を添付	様式 1
	②事業者の概要	◆役員状況、資産・負債の状況、法人経歴、他の経営施設の状況	様式 2
		◆代表者及び施設長の履歴	様式 3
		◆現在運営している施設又は事業に関する資料 (パンフレット等、概要がわかるもの)	別紙
	③法人の定款	原本証明されたもの	原本写し
	④法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	応募申込日前 3 か月以内に発行されたもの	原本
⑤法人理事会議事録等の写し	本公募への応募、贈与等につき、法人として意思決定していることが確認できるもの。	様式自由	
2	①基本運営方針	《運営方針等説明書》 (1) 応募した目的・動機 (2) 児童福祉や地域福祉の関わり (3) 保育理念・事業方針等 (4) 子どもの受入れ体制 (5) 子どもの健康状態を把握するための方策 (6) 給食提供体制等 (7) 安全管理策や安全確保のための具体策 (8) 開設準備 (9) 引継ぎ (共同保育) (10) 学校、地域等との連携、付加サービス (11) 労働環境の確保、安定雇用のための方策	様式 4 - 1 ~ 4 - 12

		(12) 経営の安心・安全性、応募事業の収支・資金計画	
	② 従事職員計画 (開設後) (採用・雇用方法を含む)	◆資格、経験 (採用資格、実務経験について) ◆雇用形態 (常勤職員とその他職員について) ◆研修体制 (採用時、従事後)	様式自由
		◆配置人員 (勤務体制・勤務形態一覧表)	様式 5
	③労働基準法の規定に関する書類 ※現在運営する施設等に関する右記の書類	◆就業規則 (労働基準監督署受付印のある事業主控) ※賃金等の別規定も含めて提出のこと	様式自由
		◆時間外労働・休日労働に関する協定届 (労働基準監督署受付印のある事業主控) ◆平成 30 年度労働保険概算・確定保険料申告書 (事業主控) ◆健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書 (一部) ※全員分は不要	法定様式
3	①資金計画	◆収支シミュレーション	様式 6
		◆収支シミュレーション (人件費内訳)	様式 7
		◆その他、人件費試算等の資料	様式自由
		◆社会福祉法人は、収支シミュレーションに加えて事業活動収支計算書と資金収支計算書を提出のこと	標準様式
	②決算書等	◆直近 3 年間の決算書類 ◆法人税及び法人市民税について、滞納のないことの証明書 (前 3 事業年度分) ◆預金残高証明書 (自己資金分について、応募申込日前 1 か月以内に発行されたもの) ◆借入残高に関する法人の申出書 (借入残高がある場合は、応募申込日前 1 か月以内に発行された残高証明書を添付) ◆代表者の所得税及び市県民税について、滞納のないことの証明 (前 3 年分)	様式自由
4	その他	◆誓約書	様式 8

(6) 審査等

ア：施設の管理・運営を継続的かつ安定的に行い、質の高い保育を提供することができる事業者を審査するため、別表の審査基準に基づくプレゼンテーション審査により審査する (説明時間は 20～30 分程度を予定。説明者は 3 名以内とすること)。

イ：審査の時期は、2月を予定（日程は、応募法人に後日連絡）。

ウ：審査結果については、大府市公私連携保育法人審査委員会による審査後、文書で通知するとともに、市ホームページで公表。

※審査内容及び選考結果等に関する異議には応じない。

エ：その他審査については、応募法人に後日説明。

1.3. 公私連携保育法人予定者

プレゼンテーション審査等により第1順位と選定された応募法人については、改めて市と協議し、協議成立後、仮協定を締結し、公私連携保育法人予定者となる。協議が成立しない場合や辞退があった場合は、選定第2順位の応募法人と協議を行う。

（仮）協定締結事項

- ①協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地
- ②公私連携型保育所等における教育・保育・子育て支援事業に関する基本的事項
- ③市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④公私連携保育法人が実施する施設の維持管理・修繕・改修工事に関する事項
- ⑤協定の有効期間
- ⑥協定に違反した場合の措置（改善計画等）
- ⑦その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項

1.4. 公私連携保育法人の指定（平成31年3月以降を予定）

施設等の無償貸付、必要な条例改正などの議会付議事項の議決後、市は公私連携保育法人予定者と正式な協定を締結し、その後公私連携保育法人として指定する。

公私連携保育法人は、平成32年4月の公私連携型保育所運営開始までに、定款の変更、各種必要な県への届出などを適正に処理すること。

1.5. 協定の有効期間、協定の特約事項

（1）協定期間

当初の協定期間は10年とする。その後の協定期間については、協議の上決定する。

（2）協定に違反した場合は、市の指導に従うこと。

1.6. 引継ぎ

教育・保育の内容及び運營業務の円滑な引継ぎの実施のため、平成31年度を引継ぎのための協議・準備期間とし、平成31年10月より現大府市立共和東保育園の運営に参画し、在園児への影響が最小限となるよう引継ぎを受けるものとする。

大府市立共和東保育園に勤務する職員のうち公私連携型保育所の職員となることを希望する者については、積極的に採用するよう別途協議する。

1.7. その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別途協議する。

別表 公私連携保育法人審査基準

審査項目	審査事項	主な対象様式	配点
事業者の基本方針 (10点)	保育所運営の基本理念について	様式 4-3	5
	児童福祉事業への熱意について	様式 4-1	5
経営の安定性と計画 の妥当性 (25点)	事業者の経営状態と事業の継続性、代表者について	様式 2、3、 4-12	5
	保育所等の運営実績	様式 2、4-2	5
	他の保育所等の運営の健全性	様式 2	5
	収支計画の妥当性	様式 6、7	5
	引継ぎの計画と在園児への配慮	様式 4-9	5
事業の運営方針 (40点)	職員の人材確保のための方策	様式 4-8、5	5
	職員に対する研修及び人材育成に対する考え方	様式 4-11	5
	年間保育計画・指導計画策定に向けての考え方	様式 4-3	5
	健康管理・保健に関する考え方	様式 4-5	5
	事故防止等の安全対策	様式 4-7	5
	要望、苦情に対する対応について	様式 4-4	5
	子どもの人権（虐待、障がい、外国人）	様式 4-4	5
	給食提供体制	様式 4-6	5
公私連携型保育所と しての適格性 (25点)	学校、地域等との連携・交流	様式 4-10	5
	特色ある保育サービスについて	様式 4-10	10
	市の保育事業への貢献について	様式 4-2	10
合計			100

<同一項目について、過半数の委員が2点以下（配点10点の項目は4点以下）を付けた項目がある場合は、その事業者は選定されないものとする。>

【参考】大府市立共和東保育園の現状

所在地 大府市梶田町五丁目 111 番地

施設規模等 鉄骨造 2階建て

園舎延面積 1,992 m²

他附属建物延面積 25.2 m²

敷地面積 4,803 m²

建築年 平成 21年

定員 200名

児童数 204人 (H30. 3. 31現在)

入園児 生後4か月から5歳児

基本保育時間 午前7時から午後6時まで

延長保育時間 午後6時から午後8時まで

保育日 月曜日から金曜日・土曜日・祝日

諸費用 主食代 810円 絵本代380円 延長保育料 1500円/時間

入園児数の推移

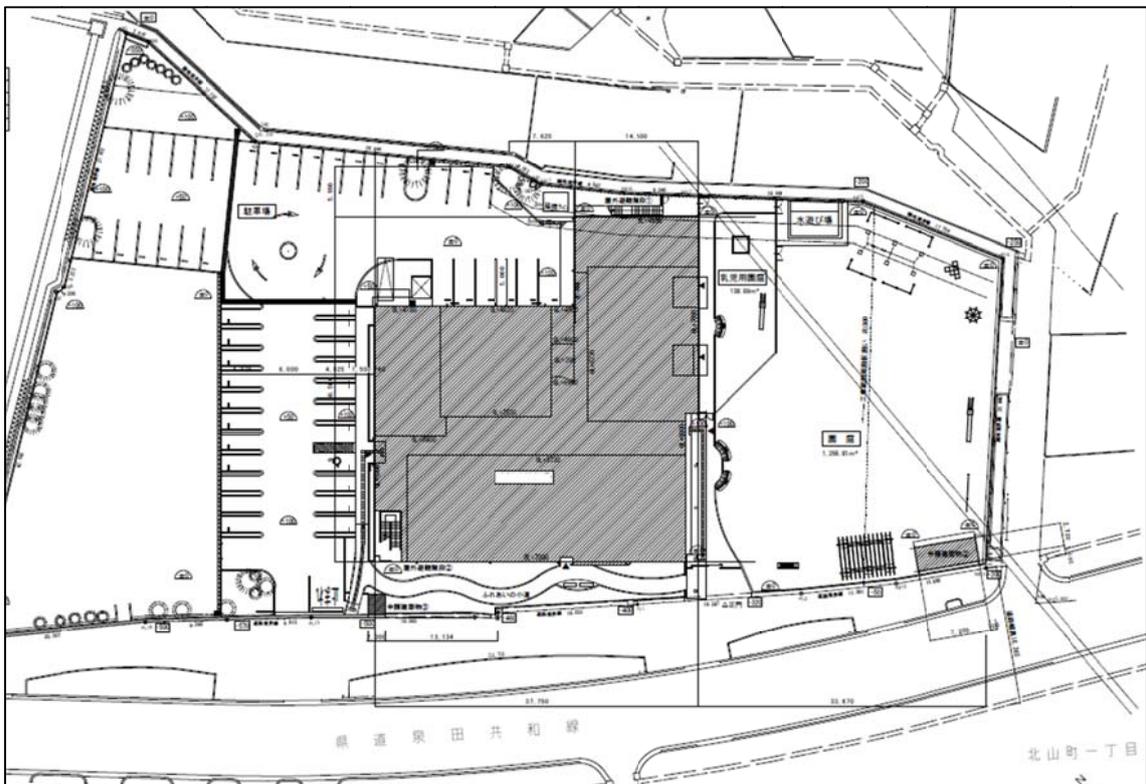
上段：各年度4月1日現在、下段：各年度3月31日現在

年度	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
H28	200	2	14	15	43	52	54	180
		12	14	18	44	57	56	201
H29	200	2	15	17	40	58	56	188
		12	15	17	43	59	58	204
H30	200	2	15	18	35	49	59	178
		-	-	-	-	-	-	-

位置図



配置図



2階平面図

